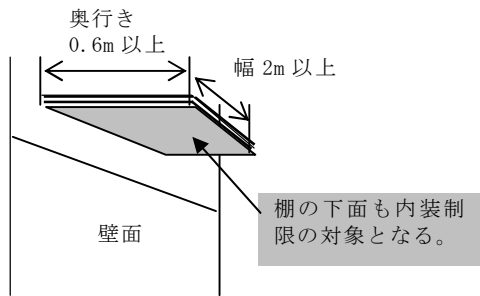


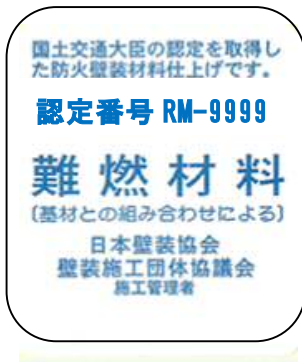
● 1 内装制限の対象

- (1) 令第 11 条第 2 項の「室内」とは、単に居室（建基法第 2 条第 4 号の居室で、居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいう。）だけでなく、廊下、階段室、押入れ、クローゼット、便所及び内部に条例で規定する火を使用する設備（社団法人日本電気工業会の自主認定を受けた天井組込型浴室衣類乾燥機・暖房機を除く。）を設けた浴室も含まれるものであること。
- (2) 令第 11 条第 2 項の「壁及び天井」には、次のものが含まれる。
 - ア 天井まで届かない恒常的に固定された簡易間仕切り ☆
 - イ 大広間等に設ける可動間仕切り ☆
 - ウ トイレブース
 - エ 奥行 0.6m 以上で、かつ、横幅 2m 以上（当該棚が複数あって、相互に 1m 以上の離隔がないものは連続した棚とみなす。）の固定式の棚の下面



◇工ただし書き平成 24 年 1 月 1 日削除

- (3) 内装の状態を確認しやすいよう、防火施工管理ラベルを貼るよう指導すること。



◇(3)平成 28 年 4 月 1 日追加

● 2 内装制限の対象とならない壁及び天井等

◇●2平成 28 年 4 月 1 日削除

● 3 内装に使用される塗料について ☆

平成 14 年 6 月施行の建基法により通則認定制度が廃止され、塗料についても不燃材料、準不燃材料及び難燃材料に区分されるため、仕上げ材に用いる塗料についても難燃材料以上のものとする。

◆ 通知

○ 可燃性合成樹脂発泡体を断熱材等に用いた消防対象物に対する防火安全対策について

平成 23 年 8 月 10 日新消設第 103 号 設備保安課長

ウレタン樹脂、スチロール樹脂等の可燃性合成樹脂発泡体を用いた断熱材等（建築基準法で規定する難燃材、

準不燃材又は不燃材として国土交通大臣の認定を受けたものは除く。以下「可燃性発泡断熱材」という。）は、その優れた断熱性能、遮音性能に加え、経済性や施工方法の容易性等の理由から広く普及しているが、火災が発生した場合に燃焼拡大及び爆燃までの時間が非常に短時間であるとともに、断熱材等を金属製薄板等で挟んだものを吊り天井に用いた場合には、当該金属製薄板等が脱落するなど、建物利用者の避難、自衛消防隊の初期消火活動や消防機関の消火活動に大きな危険を伴うことから、関係者に対して以下のとおり指導を行うものとする。

1 指導対象物

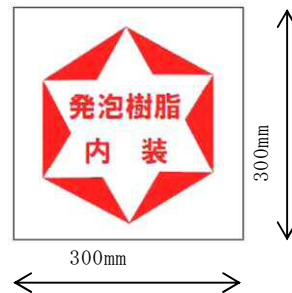
消防対象物の内装に可燃性発泡断熱材（両面又は片面の仕上げ材に金属製薄板等を用いたサンドイッチパネルを含む。以下「サンドイッチパネル」という。）を使用している部分を次の各号により算定した床面積の合計が500㎡以上のものに対して指導すること。

- (1) 床面積の算定に当たっては複数の可燃性発泡断熱材使用部分があって、相互に水平距離6m以上の離隔がない場合は合算すること。
- (2) 各階毎に算定し、最大となる階の床面積とすること。
- (3) 床面積によりがたい場合は、その部分の水平投影面積とすること。

2 指導事項

(1) 内装表示マークの設置

ア 指導対象物の関係者に対し、内装表示マーク（次図参照）を表示するよう指導する。



- ① 文字は、朱色（原則、反射性けい光塗料）とし、一文字を縦35mm、横30mmとする。
- ② 地色は、白色とする。
- ③ 形は、一辺が300mmの正方形の中心に、一辺が120mmの正六角形を描き、正三角形2個を交互に内接させたものとし、朱色（原則、反射性けい光塗料）とする。
- ④ 材質は経年劣化の少ないものとする。
- ⑤ ビス又は接着剤により壁面等に固定する。

イ 設置場所

- ① 防火対象物の主要な出入口付近（扉の開放により識別できない場所は避ける。以下同じ。）
 - ② 消防隊が外部から開放できるシャッターその他これに類する開口部付近
 - ③ 可燃性発泡断熱材が内装として使用されている室の全ての出入口付近
- (2) サンドイッチパネル等の内装材は不燃材料として国土交通大臣の認定を受けたもの、又は不燃性能を有するよう後処理したものを使用するよう指導する。
- (3) サンドイッチパネルの施工上の注意
- ア 継ぎ目が防火上の弱点とならないよう適正に施工する。
 - イ 火災が発生しても容易に脱落しないように施工する。
- (4) 危険性の周知
- 次のことについて周知する。
- ア 可燃性発泡断熱材は、比較的低温で分解してガス化し、着火又は発火の危険性があり、火災時に分解したガスによる中毒等の危険性があること。

◇ 内装制限

イ 可燃性発泡断熱材は、着火後短時間で燃焼拡大し、爆燃を起こす危険性があるものであること。特に、サンドイッチパネルを用いた防火対象物の火災時には、可燃性発泡断熱材の燃焼状況が外部から視認できないまま、突然爆燃を起こす危険性があり、建物利用者の人命に危険が及ぶおそれがあること。

ウ サンドイッチパネルを用いた防火対象物の火災時には、芯材の可燃性発泡断熱材が燃焼することにより、金属製薄板等が脱落するおそれがあり、建物利用者の避難及び消防活動に危険があること。

(5) 出火防止対策

工事中における溶接、溶断等の火気使用時に火災が多く発生していることから、監視要員の確保や溶接、溶断作業後の安全確認の徹底等出火防止のための必要な措置を工事中の消防計画により明確にするとともに、通常時から火災予防対策を徹底する。

(6) その他

上記指導事項(1)については新築又は増改築時及び立入検査時に、(2)、(3)及び(5)については主として新築又は増改築時に、(4)については立入検査時に指導するものとする。

3 その他

(1) 内装表示マークについては、既存対象物であっても指導するものであること。

(2) 内装表示マークの表示がないことをもって直ちに違反對象物となるものではないこと。

(3) 可燃性発泡断熱材を使用した消防対象物の把握に努めること。

■ Q & A ☆

(屋内消火栓の設置規制について)

Q 令第11条第2項屋内消火栓設備設置基準による2倍又は3倍の数値について、「壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料、準不燃、難燃……」は、押入れの内部まで及ぶか否かについて一部都道府県、市町村で解釈が違っているのを確認したい。

A 消防法による内装制限は建築基準法とは異なるので、2倍又は3倍の数値とするときは、押入れの内部も含めて制限される。ただし、押入れの戸は制限されない。(昭和57年4月2日県消防防災課回答)